

改訂日

2021年10月1日(金)

対象サービス

- ・モバイル閉域アクセス
- ・モバイルアクセス LTE

改訂対象の利用規約

- ・IP 通信網サービス契約約款
- ・モバイル閉域アクセスサービス利用規約

改訂内容

「電話リレーサービス料」追加に関わる事項を追記いたします。

※下記の改訂内容は規約からの一部抜粋となります。詳細につきましては、契約約款・利用規約をご確認ください。

第7 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用	電話リレーサービス料とは、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、聴覚や発話に困難がある方とそれ以外の方（個人だけでなく企業や自治体、医療機関、緊急通報受理機関等を含みます）を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、契約者が負担する料金」です。ただし、契約者識別番号に「020」から始まる番号が付与された契約者については、電話リレーサービス料の支払いを要しないものとします。
---------------	---

2 料金額

区分	単位	料金額（月額）
電話リレーサービス料	1契約ごとに	携帯電話事業者が定める額

（注）電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するために負担すべき料金である

り、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直すものとする。